

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

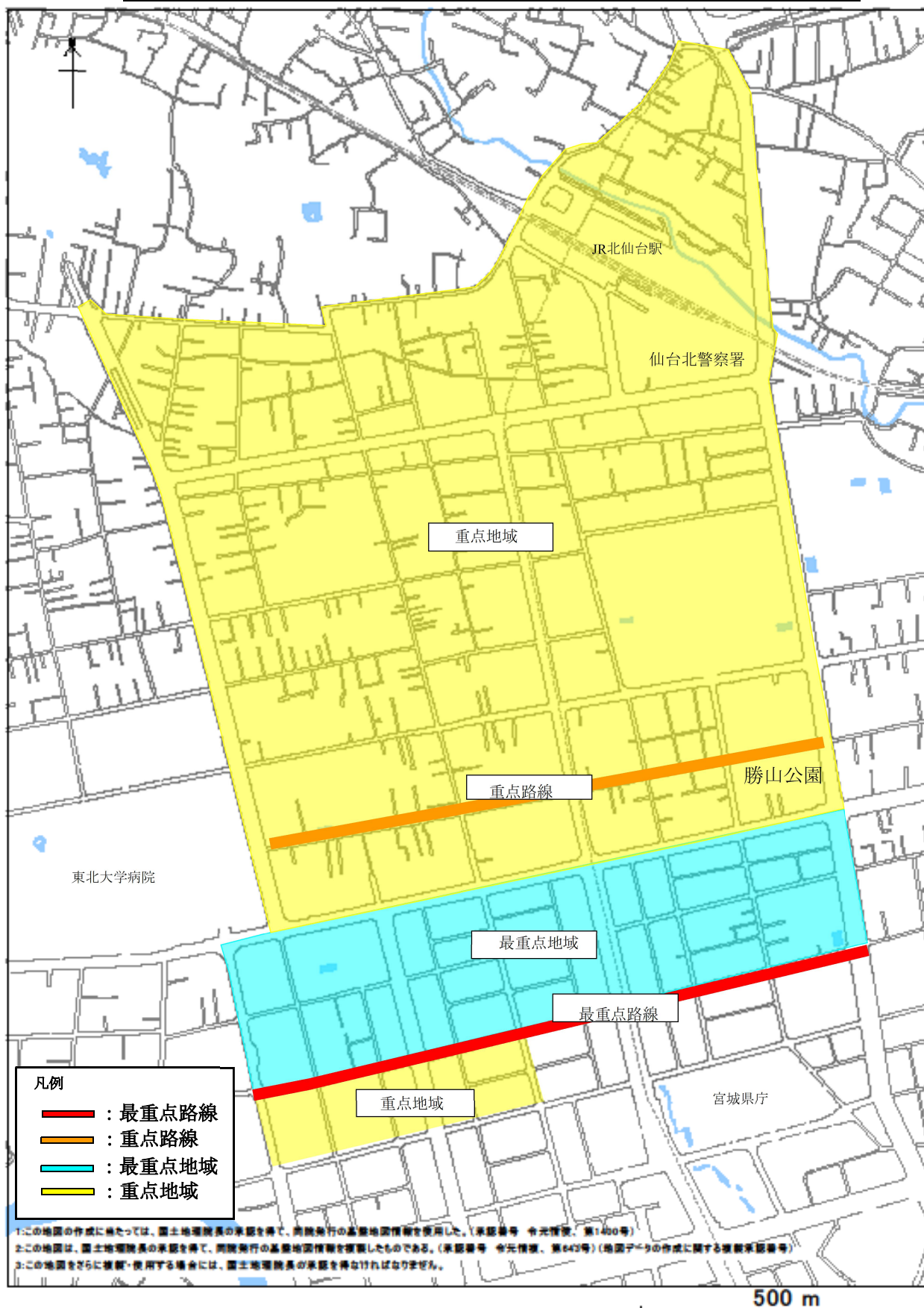
重点路線

◎ 最重点路線	
路 線（区間）	重点時間帯
北二番丁通（木町通１丁目４番９号から上杉１丁目１０番１号まで） 元常盤丁北二番丁交差点～北二上杉交差点の間	９時～１９時
◎ 重点路線	
路 線（区間）	重点時間帯
北五番丁通（上杉２丁目１番５０号から木町通２丁目３番３２号まで） 北五上杉交差点～大衡仙台線北五番丁交差点の間	９時～１９時

重点地域

◎ 最重点地域	
地 域	重点時間帯
木町通１丁目、二日町、上杉１丁目周辺	９時～１９時
◎ 重点地域	
地 域	重点時間帯
木町通１丁目１番から３番、木町通２丁目、上杉２丁目、堤通雨宮町、柏木１丁目、通町１丁目・２丁目、堤町１丁目、昭和町、木町のうち県道大衡仙台線より東側、北山１丁目１番から３番のうち県道仙台大衡線より東側、二日町３番から５番周辺	９時～１９時

仙台北警察署 駐車監視員活動ガイドライン



違法駐車確認標章取付け状況

令和6年 仙台北警察署 672件

東北大学病院

宮城県庁

仙台市

500m

1:10,000

※プロット表示は取付け道路直近の建物・土地に描画しています。

1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2:測量法に基づく(国土地理院長承認(複製)R 5JHf 160 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

3:この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。